

本山町連携教育推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 中高一貫教育を核に、保・小・中高が連携して、「0歳から18歳までは地元で そしてふるさとへ」という系統性や連続性のある本山町独自の教育を推進するために、本山町連携教育推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 保育所、小学校、中学校及び高等学校の連携を生かした活動の企画立案、検証に関すること。
- (2) 家庭や地域との連携を生かした活動の企画立案及び検証に関すること。
- (3) その他推進協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会の委員は次に掲げる者とする。

保育所所長及び主任保育士、各小中高等学校長及び教頭並びに教務主任、公民館長、町P連会長、社会福祉協議会長、地域教育推進協議会長

(任期)

第4条 推進協議会の委員の任期は1年とする。

(役員)

第5条 推進協議会には、会長、副会長2名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総括し、推進協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた場合はその任務を代行する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集する。

- (1) 会議は年間2回とし、議長は会長が務める。
- (2) 必要に応じて臨時の会議を開催することができる。
- (3) 会長は、必要があるときには、委員以外の者に出席を求め、資料の提出や意見、説明その他の協力を得ることができる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は本山町教育委員会において行う。庶務規定は別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会に諮って別に定める。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

庶 務 規 定

- 1 本山町教育委員会は本山町連携教育推進協議会の庶務を統括し、連携教育に係る企画立案、予算措置などの事務全てを行う。
- 2 本山町教育委員会内の担当者は、研修指導員と社会教育主事とする。
- 3 庶務に当たっては、次の者の協力を得る。
保育所主任保育士、各小中高等学校の教頭及び教務主任、本山町地域教育推進協議会長

この庶務規定は、平成24年4月1日から施行する。